

豊橋市立地適正化計画改定検討委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 豊橋市の立地適正化計画における「防災指針」の作成及び立地適正化計画の改定に向けて、必要に応じて助言することを目的として、豊橋市立地適正化計画改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討委員会は次に掲げる事項について協議および検討を行う。

- (1) 豊橋市の立地適正化計画改定に関すること。
- (2) その他、会長が特に必要と認め、審議に附した事項。

(組織)

第3条 検討委員会は別表に掲げる専門的な知見を有する委員により組織する。

(会長および副会長)

第4条 検討委員会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、会務を総理する。
- 3 副会長は会長の指名する者とし、会長が不在のとき、または会長に事故があったときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集する。但し、第一回目の会議の招集については、豊橋市都市計画部都市計画課が招集する。

- 2 委員は、事故等やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、オブザーバーとして会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 検討委員会の会議は原則公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な意見の開陳が阻害されるおそれのある場合は、委員の承認を得たうえで非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、豊橋市都市計画部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の公表をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

氏名	職名等	備考
浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	
荒木 裕子	名古屋大学 減災連携研究センター 特任准教授	
中居 楓子	名古屋工業大学大学院 工学研究科 助教	
高木 一恵	防災ママかきつばた 代表	
手塚 誠	自治連合会 理事	
南 恵	女性防火クラブ連絡協議会 会長	
國村 一郎	国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所長	
小井手 秀人	愛知県都市計画課長	
白村 暁	愛知県東三河建設事務所長	
金子 知永	豊橋市都市計画部長	
嘉戸 重仁	国土交通省中部地方整備局都市調整官	オブザーバー